

定 款 抜 粹

第2条（名 称）

本組合は 組合と称する。

第4条（事務所の所在地）

本組合は主たる事務所を和歌山県 に置く。

第 条（役員の定数）

役員の定数は、次のとおりとする。

- （1）理 事 人（ 人以上 人以内）
- （2）監 事 人

第 条（役員の任期）

役員の任期は、次のとおりとする。

- （1）理 事 年
- （2）監 事 年

2 .

3 .

4 .

第 条（理事長、副理事長および専務理事の選任及び職務）

理事のうち1人を理事長、 人を副理事長、 人を専務理事とし、理事会において選任する。

2 . 理事長は本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 . 以下省略

第 条（役員の選挙）

役員は総会において選挙する。

2 .

3 .

4 .

5 .

6 .